

東京エクセレンス
チアダンスアカデミー

第一章 総則

第一条 (名称)

このアカデミーは「東京エクセレンスチアダンスアカデミー」(以下、本アカデミー)と称する。

第二条 (所在・運営)

本アカデミーは東京都板橋区志村 2-7-14 ステイタス志村坂上 108 号室に事務所を置き、運営は一般社団法人カルティベイティブ・スポーツクラブ(以下、社団)が行う。

第三条 (目的)

本アカデミーは以下の目的を掲げる。

- ・ チアダンスのスキルを身につける
- ・ チアダンスを通してライフスキルを身につける

第二章 本アカデミー会員の資格、入会、休会、退会

第四条 (資格)

本アカデミーに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

1. 本アカデミーの理念、目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できる者であること。
2. スポーツを行うに適した健康状態であること。

第五条 (法定代理人)

本アカデミー会員になろうとするものは、親権者その他の法定代理人の同意を得なければならない。

第六条 (入会の手続き)

1. 本アカデミーに入会を希望する者は所定の手続きに従い、本アカデミーに申し込むものとする。
2. 所定の手続きを終え、本アカデミーが入会を認めた者は、本アカデミー生となる。

第七条 (継続)

1. 本アカデミーの開校期間は、2014年度に限り、11月～翌年3月となる。
2014年度よりは、毎年4月～翌年3月となる。
2. 翌期間への継続を希望する場合には、所定の期間に継続届けを提出することが必要となる。

第八条 (休会)

1. 本アカデミーの休会（1ヶ月以上3ヶ月以下継続して休む場合）を希望するアカデミー生は、前月の20日までに届け出なければならない。
2. 休会の期間は3ヶ月以内とし、休会の期間を経過したときは自動的に復会するものとする。ただし、怪我等の理由で本アカデミーが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
3. 休会期間中の受講料については納入の必要はない。

第九条 (退会)

1. 退会を希望するアカデミー生は、退会希望月の前月の20日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。期日を過ぎた場合は通常の受講料を徴収するものとする。
2. 退会后、再入会する場合は、再度入会金及び受講料を支払わなくてはならない。

第十条 (除名)

本規約に違反する等、本アカデミー生としてふさわしくないと認められた者に対し、本アカデミーは退会させることが出来る。

第三章 アカデミー生の会費等及び指導

第十一条 (会費)

会費は以下の通りである。

1. 入会金：5,400円(税込) (友人紹介の場合、2,700円(税込))
2. 年会費：2,160円(税込) (初年度は入会金に含む)
3. 月謝：1クラス受講：8,000円/月(税込)、2クラス受講：12,000円/月(税込)
4. 途中入会の場合は初回月に限り、参加日数割りで月謝を算出する
5. 兄弟・姉妹は、二人目から入会金は半額とする。

第十二条（月謝等の納入）

アカデミー生は、当社団が指定する日までに会費を月謝袋による集金で支払うものとする。

第十三条（会費の不返還）

いったん入金された入会金等は入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

第十四条（受講料の滞納）

アカデミー生が受講料の納入を3ヶ月怠ったときは、本アカデミーは指導を停止し、または当該アカデミー生を退会させることが出来る。

第十五条（指導内容）

本アカデミーは指導要綱を定め、これに基づいて具体的指導方法を決定する。

第十六条（受講日及び時間）

本アカデミーの受講日、時間については、アカデミーが定めた年間スケジュールによる。

やむを得ない事情が発生した場合は、定められた受講日、時間等を変更または中止することがある。その場合は事前にアカデミー生に通知する。

第十七条（アカデミー生のモラル）

アカデミー生は次の事項を厳守しなければならない。

1. 本アカデミーの目的に沿うよう努めること
2. 「東京エクセレンスチアダンスアカデミー規約」及び本アカデミーの定める諸規則を遵守すること

第十八条（スクールへの連絡）

下記の内容に記す場合は本アカデミー事務局へ連絡するものとする。

- ・ 体調不良などにより受講、イベントを欠席する場合
- ・ 休会、退会、その他ご連絡、問い合わせについて

第十九条（アカデミー生の変更事項）

アカデミー生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記入事項に変更があった場合には、所定の方法により速やかにその旨を届け出なければならない。

第四章 免責事項

第二十条（練習中）

練習中に関して、体育館施設内での事故、怪我その他一切についての責任を、クラブ及びその関係者は追わないものとする。

第二十一条（会場までの送迎、移動）

会場までの送迎、移動について、アカデミー生の会場までの送迎は、親権者その他の保護者に義務があるものとする。

本アカデミーでは、アカデミー生の移動中の事故には一切の責任を負いかねる。

第二十二条（保険）

事故、怪我その他に関しては、本クラブが加入している傷害保険でまかなえる範囲内のみとする。

第二十三条（肖像権の使用）

肖像権の使用について、本アカデミーで撮影した写真は、社団が作成する WEB 媒体（ホームページ、Facebook 等）内で掲載される場合がある。また、撮影、掲載されることを望まない場合は事前に申し出る必要がある。

第二十四条（休校・閉鎖）

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のアカデミー運営を継続することが困難となる事由が生じたときは、本アカデミーは休校もしくは閉鎖することがある。

第五章 個人情報の保護

第二十五条（個人情報の取り扱い）

当社団は、適法かつ構成な手段によって個人情報を取得し、利用目的の範囲内で適性に行う。また、法令に定められた場合を除き、個人情報を本人の同意を得ずに第三者に提供致しない。

第二十六条（個人情報の管理）

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいを防止するための、必要かつ適切な安全管理対策を講じる。

第二十七条（個人情報の安全管理体制）

個人情報の安全管理体制を実施するための、個人情報の適切な取り扱いを行う。

第二十八条（個人情報の開示、訂正、利用停止）

個人情報に関して本人から開示、追加、削除、利用停止等を求められた場合は、法律に定められた非公開示理由が認められない限り本人であることを確認した上で適切に対応する。

細則

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、決定後、本アカデミーよりお知らせすることとする。

発効

本規約は 2016 年 4 月 1 日より発効するものとする。